

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第54回）議事要旨

日時：令和3年7月16日（金）10時00分～12時00分

場所：オンライン会議

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、男澤委員、小宮山委員、曾我委員、  
武田委員、辻委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

阿部 公哉	東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部 技術担当部長
石坂 匡史	東京ガス株式会社 エネルギー需給本部 電力事業部長
小川 博志	関西電力株式会社 執行役員 エネルギー・環境企画室長
加藤 英彰	電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長
上手 大地	イーレックス株式会社 経営企画部長
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
佐藤 悦緒	電力・ガス取引監視等委員会事務局長
竹廣 尚之	株式会社エネット 取締役 経営企画部長 兼 需給本部長
花井 浩一	中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長
渡辺 宏	出光興産株式会社 上席執行役員 電力・再エネ企画開発部長

（関係省庁）

環境省

議題：

- （1）今後の供給力確保策について
- （2）非化石価値取引市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675  
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

## ■今後の供給力確保策について

- ・ 供給力確保に加え、電源の新規投資は技術の基盤の維持・発展からも不可欠だと思っている。発電事業者が継続的に投資できるような環境整備を行っていただきたい。
- ・ 1 ページ、足元の卸市場の価格の下落や電源の稼働率の低下により、2024年度以前の容量市場導入前の電源の維持は非常に厳しい。2024年度以降は容量市場があるので電源の固定費回収に一定の効果があると考えますが、今回、初回の結果を踏まえ、制度が大きく見直されたので、今後、市場が発する価格シグナルが、固定費回収の予見性を発電業者にどう与えるか注視していく必要がある。
- ・ 非効率な電源の退出が促されると同時に、電源の新設が促されなければ安定供給は確保されない。そのためには様々な構造的対策が必要となると思うが、例えば、容量市場が単年度ごとであることが電源の維持・新規投資の判断を難しくしており、そういった課題に向き合っていく必要がある。
- ・ 自由化において、採算性に基づいて電源の退出や参入が認められる中で、どうやって供給力確保していくかということについては、電源に対する事業の見通しを立てるということは重要であるが、それに加えて、電源における透明性も求められる。そうしたバランスの中で発電事業の採算性をとれる姿にしていくのかということだと思う。
- ・ 9 ページの短期、中期、長期の取り組みの全体整合性を考え、経済合理性・安定供給をどのようにバランスをとるかをしっかり見ていく必要があると考える。
- ・ 16 ページ、供給力義務の3 ポツも重要な視点で、どういう役割分担が長期的に望ましいのかということは、一度立ち止まりながら検討を進めていく必要がある。

## ■非化石価値取引市場について

- ・ 証書取引を増やしていくべきである一方、市場参加にはコストが生じること、際限なく参加が増えると市場の運営側の負担が大きくなることから、仲介事業者の参加については賛成。ただし、あくまで非化石価値の実需要に応えるための仲介事業者（例えば集合住宅や商業ビルを扱う不動産事業者）なら賛成だが、金融商品のように取引する仲介事業者については反対。国民負担で育成してきたFIT制度の成果である非化石価値とは関係なく、単に証書を転売して利益を得ようとする事業者が市場に参入して活動するのは望ましくないと考える。
- ・ 再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場との最低価格の整合性は引き続き重要な論点。
- ・ 仲介事業者については、参入に反対はしないが、実際どういうニーズがあるのか。是非アンケートからニーズを吸い上げて検討の参考にして欲しい。
- ・ 小売事業者の税務上の取扱いについても論点で、これから詰めていくと思うが、今回の整理について異論は無い。
- ・ 高度化法義務達成市場との価格差など、長期的には両市場の関係性を包括的に議論していくべき。
- ・ 将来的に電源証明型にしていく場合、電源種別で価格差が生じる仕組みが必要かという論点についても、検討すべき課題として認識しておく必要がある。
- ・ 需要家の要件について可能な限り間口を広げて欲しい。一方、初期に間口を広げすぎて予想外に多くの需要家が参入してしまい、システム上管理しきれなくなると困るので、まずはRE100参加企業やTCFD賛同企業を対象にして、徐々に拡大するのも一案ではないか。
- ・ 仲介事業者の要件について、Jクレなど他制度で証書管理している事業者の扱いについても参考にできないか確認したい。
- ・ 有効期限について、各オークションで取引される再エネ価値は1年とするなど公平に設定すべき。

- ・ 需要家要件や最低価格については、アンケートの結果を通じてどの程度需要があるかを見極めてからの議論が重要。
- ・ 既存の他制度との価格差の整理が重要。28ページの「他制度」の中に高度化法義務達成市場における非FIT証書もいれるべき。
- ・ 再エネ価値取引市場について、今回需要家のアクセスを許したという点で、高度化法義務達成市場とは市場の考え方自体に大幅な改訂があったと認識。高度化法義務達成市場と再エネ価値取引市場は、根っこは同じだったものの、今後、まったく違う物として変わっていくこともあり得ると考えており、そうした観点から議論していくということでも良いと思っている。
- ・ 仲介事業者の参入の制限に関して、実需に基づくものならまともだが金融取引だと不健全、という理屈が全く分からない。はじめは制約して徐々に対象を広げるというのは説得力がある。合理的な制約がされることを期待する。
- ・ 仲介事業者の要件について、色々な属性の需要家がいるなかで、顧客保護の見地から制度をどう構築すべきか、も論点ではないか。説明責任、証書交付義務等Jクレの制度などを参考にしながら丁寧に拾っていくのがいい。仲介の位置づけをどうするかに密接に関連する
- ・ 仲介の参入には賛成。要件として今のJEPXの会員規程より緩和されることはないのではないか。
- ・ 現状、電力の小売り営業に関する指針によって小売事業者の環境価値の妥当性が担保されているが、消費者の誤認を防ぐために仲介事業者や需要家にも適用できるガイドラインが必要なのではないか。
- ・ 仲介事業者が必要以上に証書を買収しないようなルール設計も必要。
- ・ 高度化法義務達成市場の転嫁の話は整理されるという前提だと、最低価格は不要なのではないか。最低価格設定した結果売れ残るのは避けるべき。
- ・ 有効期限について、温対法上の利用可能期間と再エネ価値の訴求期間が整合してないということは防ぐべき。
- ・ 証書価格が低くなりすぎると、それだけで脱炭素化が実現できるので、各企業が今後FIT制度やオンサイト・オフサイトPPAの仕組みを活用して再エネ導入に取り組んでいく意欲や省エネ投資を進める意欲が削がれることが懸念される。技術開発への投資にも影響を及ぼし兼ねない。
- ・ 有効期限について、期限を分けるとわかりにくくて混乱するのでシンプルにすべき。
- ・ 売れ残りの扱いについて、従来通り無償配分が合理的と考える。
- ・ 高度化法義務達成市場のでの証書購入費について規制料金への転嫁についても議論進めて欲しい。
- ・ 需要家が参加する場合は現行の参入ルールの見直しが必要。預託金なども考えており、ある程度の負担はお願いさせていただが、現行の会員の負担とは異なるものを検討している。
- ・ 非化石価値が「電気」なのか「電気とは異なるものなのか」というのは決めた方がよい。
- ・ 高度化法義務達成市場の転嫁制度にもよるが、高度化法義務達成市場との価格差をよく検討してほしい。
- ・ 価格が低く過ぎると、再エネ投資が抑制されてしまうことを懸念している。
- ・ 仲介事業者が必要なのは理解。小売としては、これまで市場や需要を拡大してきた経緯もあるので、小売が創意工夫を発揮する機会が奪われないよう、仲介事業者の要件などはしっかり検討してほしい。
- ・ 証書の税務・会計上の影響については、これまでと前提が変わったことを踏まえて整理いただきたい。
- ・ 仲介事業者を認める方向性には異論はない。需要家との取引契約に基づく代理購入だけに限定し、仲介手数料に対して報酬枠に関する制限をかけるのも一案と考える。また、需要家保護の観点から、仲介事業者の新規参入や退出の条件、退出した時の証書の扱いなどについても検討が必要。市場の信用力を担保するためにも、ガイドラインが必要。
- ・ 有効期限についてはこれまで通りとすることが望ましい。環境表示価値がないのに、排出削減効果があるというこ

とは有効期限の管理が煩雑になるうえ、価値や購入主体で有効期限を分けると、実際の発電分と将来の需要分が入り交じり、証書の需給バランスに影響を与える。

- ・ 電源証明化を検討するのであれば非FITについても検討すべき。
- ・ トラッキングについて、小売や需要家のレピュテーションリスクもありえるので、双方向で検討すべき。

以上